

平成28年度第1回石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成28年4月18日（月）午後6時～7時

場 所 石狩市役所3階 庁議室

出席者

〔委 員〕 向田 直範 会長
矢吹 徹雄 副会長
植松 美由紀 委員
村上 岑子 委員
斯波 悦久 委員

〔事務局〕 総務部長 及川 浩史
同部情報政策課長 椿原 功
同課文書・統計担当 主査 作田 洋二
同課文書・統計担当 主任 佐藤 美弘

〔諮問課〕 ①保健福祉部福祉総務課
課長 池田 幸夫、主幹 高井 史朗、主任 沼田 慎吾

傍聴者 なし

議 題

【諮問】

- 1 平成28年度臨時福祉給付金支給事務に伴う市民税課税状況データの利用及び提供と障害・遺族年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）支給事務に伴う年金受給者リストの収集について
（保健福祉部福祉総務課）

○第1回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

【椿原課長】皆様、本日もお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから、平成28年度第1回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開催致します。それでは会長よりご挨拶いたします。

【向田会長】こんばんは、平成28年度第1回個人情報保護審査会です。ずいぶん、たくさんと資料がありますが、なるべく速やかに進めていきたいと思いますのでご協力をお願いします。それでは、本日の進行について事務局から説明します。

【椿原課長】本日の議題は審議案件1件と報告事項です。審議案件は保健福祉部福祉総

務課所管の「平成28年度臨時福祉給付金支給事務に伴う市民税課税状況データの利用及び提供と障害・遺族年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）支給事務に伴う年金受給者リストの収集について」です。

次に、報告事項としまして平成27年度における情報公開・個人情報保護制度の実施状況につきまして、私から説明いたします。

【向田会長】 それでは諮問を受けたいと思いますのでよろしくお願い致します。

【及川部長】 =諮問書読み上げ=（石福総第2845号の読み上げ）

【向田会長】 それでは、事務局から本日の諮問内容と資料の説明についてお願いします。

【椿原課長】 それでは、配布いたしました資料の確認を致します。1枚ものの会議次第、諮問書の写しのほかは、右上に書類番号を入れてございます。まずは、諮問書「平成28年度臨時福祉給付金支給事務に伴う市民税課税状況データの利用及び提供と障害・遺族年金支給者向け給付金（年金生活者等支援臨時給付金）支給事務に伴う年金受給者リストの収集について」の写しです。資料が書類番号1から6まであります。そのほかに報告事項「平成27年度石狩市情報公開・個人情報保護制度実施状況報告」です。以上であります。もし欠けている資料がございましたら事務局までお申し出ください。

【向田会長】 それでは、諮問についての内容の説明をお願いします。

【高井主幹】 まず、平成28年度臨時福祉給付金の概要について説明します。

関連資料につきましては、書類番号1及び2となります。平成28年度臨時福祉給付金は、消費税の引上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して暫定的・臨時的措置として支給するものであります。

その内容については、平成27年度に実施しました臨時福祉給付金と同様のものです。なお、今回の支給額は、1人につき3千円でございます。これは、平成28年10月から平成29年3月の半年分の支給額に該当するものです。本市においては、この給付金の給付にあたり、あらかじめ給付対象者リストを作成し、給付条件に合致する方に直接申請書を送付することが効率的かつ申請者への利便性に配慮した申請手続きであり、対象者が確実に給付金を得られるものと考えており、今回の対象者を抽出するため、市民税課税データを利用しようとするものであります。

なお、今回利用する情報については、昨年度と同様、宛名番号、年度、世帯番号、申告区分、扶養者区分、扶養者宛名番号、市町村民税均等割額でありまして、これらの目的外利用及び提供に関して、石狩市個人情報保護条例第10条第5号の規定に基づき諮問するものであります。

続きまして、障害・遺族年金受給者向け給付金についてです。関連資料につきましては、3、4、5になりますのでご確認ください。

この給付金は、国の「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援として、障害基礎年金又は遺族基礎年金受給者に給付するものです。本給付金の支給対象者については、平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、障害基礎年金・遺族基礎年金受給者で、高齢者向け給付金の支給を受けた方を除いた方、かつ、平成28年1月1日時点で、住民票が市内にある方が対象となります。なお、市町村民税（均等割）が課税されている方の扶養親族、生活保護の受給者は対象外となります。続いて、支給額については、1人につき、3千円となりまして、今後申請受付を8月中旬から行い、申請期限を2月中旬までの6ヶ月間と設定して事務を進めて参ります。本給付金の支給対象となる年金受給者の確認についてであります。これは、日本年金機構が持っているデータのうち、対象者のデータを抽出したものを国民健康保険中央会及び各都道府県国民健康保険団体連合会を経由して、各市町村に提供するというものです。日本年金機構から収集する主な個人情報については、基礎年金番号、年金コード・生年月日、性別、氏名、住所となっており、これらの情報の収集について、個人情報保護条例第8条第2項第2号の規定に基づき、諮問させていただきます。

続きまして本給付金の年金受給者データの収集・管理方法について説明させていただきます。関係資料が書類番号の6番になりますのでご覧ください。このデータの収集につきましては、先ほど説明したとおり日本年金機構から送付されます障害基礎年金・遺族基礎年金のデータを加工しまして、現在あります給付金支給システムにデータを反映しようとするものです。データを反映するにあたりまして、市役所内の給付金システムで行うことになっております。

次に、実際の支給の手続きですが、札幌市内にあります給付金事務センターと市役所内にある給付金システムと1対1の接続となります。回線を利用して各種情報の参照・支給状況の登録などをする予定となっています。この回線につきましては、1対1の回線で結ばれていますので、他に情報が漏れることはありません。また、給付金事務センターにつきましては、参照・状況などを登録できる形になっていますが、そのデータにつきましては、毎日更新されてセンターの中に、データが残らないようにしております。以上の様な内容でデータの収集・管理を行う予定でございます。今回、この点について諮問いたしますので宜しくお願い致します。

【向田会長】臨時福祉給付金に伴って、個人データを利用したいということですね。ご質問がありましたらご自由にどうぞ。

【植松委員】一番最後に説明されました資料番号6ですが、給付金支給システムと給付金事務センターとの間でのやり取りは、データが蓄積されない形となると

説明されましたが、作業を終えた後、給付事務センターに保管されない状態になるということですか。それとも、何時間か経過したあと、全部クリアになるということですか。

【沼田主任】パソコンがシャットダウンするときに、キャッシュにもデータが残らないように設定していきまして、シャットダウンした段階でパソコン上にデータが残らないように設定いたします。

【植松委員】 はい、わかりました。

【椿原課長】 全部、市役所にある給付金支給システムだけに書き込まれるということですね。

【沼田主任】 そうです。市役所側にあるシステムに書きこまれます。

【村上委員】 基本的なことをお聞きしますが、新聞記事等で臨時福祉給付金について聞いている範囲でお尋ねしますが、去年一度ありましたよね。

【高井主幹】 平成26年度から実施しております。

【村上委員】 そうでしたか。給付を受けるに当たりまして、以前は申請主義みたいなもので、ほしい人がきたら給付する形でしたよね。

【池田課長】 やり方は同様でございます。

【村上委員】 以前も、お知らせをしてからですか。全く同じ方法でしたか。

【池田課長】 平成26、27そして28年と形を変えてきております。消費税施行のタイミングと、国のほうではやはり、国民の方にもお金が回るようにと、形を変えてこのようにやっているという状況であります。26年度の給付金に付きましては、非課税世帯の方々に一人、1万円を、27年度に付きましては、6千円、そして28年度に対しては、まず国の補正で高齢者向けの給付金を現在作業しております。これに関しては、すでに当審議会の皆様には27年度に承認を頂いております27年度非課税世帯に対する、65歳以上の高齢者の方に3万円を支給する手続きを今、進めています。これと尚且つ、夏以降に28年度、国の当初予算と補正予算で一人当たり3千円、プラス、その中で、障害年金・遺族年金のそれぞれ受給資格のある方に3万円と言う形で支給させて頂く事業となっております。いずれも、ご本人さまからの申請であります。

【村上委員】 そうですね。お知らせして、申請して初めて頂ける流れですね。

今回も全く同じと言うことですね。以前、審査会で諮問を受けた際、単なる、お知らせだけでは来ないのではないかとということで、何らかの方法をとってやったほうがいいのではないかと聞いた意見を発言した記憶があります。平成26年・27年にお知らせした人は、実際100%来ているのですか。

【沼田主任】 約8割程度です。

【村上委員】 やはり、100%ではないのですね。

- 【椿原課長】基本は申請主義と言うことです。ですから、対象者に案内して申請してくださいと言うことです。
- 【向田会長】この事業に伴う人件費は国にまかなってもらっているのですか。
- 【池田課長】すべて国から頂きます。人件費の方が多くなりそうです。
- 【村上委員】8割ぐらいということですが、残りの2割はどうしたのでしょうか。
- 【池田課長】石狩市は国で推奨している期間よりできる限り長く取ること、それから、年度の途中で該当になるケースもありますので、その際にそれらの方々に対する周知も含めて綿密に行い、そしてそれらの方々が、一定の期限外になったときに特別に支給することが出来るとされている国の基準を最大限活用して行う予定です。
- 【村上委員】ただ、今回説明を聞いてわかりましたが、札幌のセンターで受け取るということですね。その点が気になる感じがしますね。情報が残らない形でやると言うことですね。年金機構から情報を頂いて行うというのは今回が初めてと言うことですか。
- 【池田課長】そうです。
- 【植松委員】もし、年金機構とマイナンバーが連動していれば、このようなことをしなくていいと言うことですね。
- 【椿原課長】この給付事業自体が、マイナンバー法で事務として定められていれば、マイナンバーを利用して出来るのです、今のところ、ここまで拡大して適用できるような規定になっていません。
- 【斯波委員】住民税情報の宛名番号・個人番号が入っておりますが、これは、マイナンバーとは違うものですね。
- 【椿原課長】はい、違います。
- 【斯波委員】独自に番号がついている整理番号ということですか。
- 【椿原課長】はい、そのとおりです。
- 【村上委員】将来的にマイナンバーが普及すると、こうした給付が今のような形でなく個人にきちんと行き渡るシステムになるのですか。
- 【椿原課長】どこまで対応するかは未知数です。
- 【村上委員】未知数ですか。3万円というのは結構、大きいかなと感じます。
- 【椿原課長】大きいですね。
- 【村上委員】効果もある気もしますね。
- 【向田会長】その他、いかがですか。無いようでしたら諮問を認めたと思います。よろしいでしょうか。どうもご苦労さまでした。それでは、引き続き報告事項をお願いします。
- 【椿原課長】それでは、私から報告事項として「平成27年度 石狩市情報公開・個人情報保護制度実施状況」の報告をいたします。お手元に配布してあります「平成27年度 石狩市情報公開・個人情報保護制度実施状況」をご覧ください。

ださい。まずは、情報公開制度でございますが、平成27年度は全体で8件、このうち全部開示が5件、うち7件が市長部局で、1件が教育委員会でございます。市政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じる恐れがある情報を伏せての一部開示が1件。これは市長部局でございます。

該当文書が存在しない不存在が2件、これも市長部局でございます。

続きまして、個人情報保護制度でございますが、個人情報開示請求が全体で4件で、すべて市長部局でございます。内容と致しましては全部開示が4件、第三者の情報と事業運営上の秘匿（税理士の印影）を除いた一部開示と開示することにより今後の相談業務に支障を及ぼす恐れのある部分を除いた一部開示が2件ありました。

また、法定代理人の権限が確認できないとして、不開示としたものが1件ありました。こちらはその後、請求者により異議申立てがなされています。異議申立ては1件となっております。以上、平成27年度における石狩市情報公開・個人情報保護制度の実施状況の報告を終わります。

【向田会長】 ご質問があれば、どうぞご自由をお願いします。

【斯波委員】 意義申立てについては、前回審査しましたが、その後の動きは全く無いのですか。

【椿原課長】 はい、特に無く推移しています。

【斯波委員】 そうですか。後は、訴訟に向かうことになるのですか。

【椿原課長】 期間を超えたら訴訟になります。

【斯波委員】 出訴期間6ヶ月間ですね。

【向田会長】 もう過ぎていますね。

【斯波委員】 それでは、もう決着ですね。

【椿原課長】 はい、もう無いとは思いますが。

【向田会長】 平成27年度公文書開示請件数を見ますと決定内容が不存在のものがありますが、手探り状態でくるのですか。

【椿原課長】 いろいろなパターンがありますが、全国一斉に同じ開示請求を行うパターンがあります。よく研究機関などは、こういった開示請求をします。おそらく整理番号1番はそうだと思います。そうすると当然、不存在が出てきますね。整理番号6番ですが。

【向田会長】 今係争中のお話ですね。

【椿原課長】 実は、6・7番は同じタイミングで請求されていますが、6番については不存在、7番については存在したということです。

【向田会長】 わかりました。特に無ければ、よろしいでしょうか。それでは、諮問を認めます。平成28年4月18日付け石福総第2845号をもって諮問のありました、「平成28年度臨時福祉給付金支給事務に伴う市民税課税状況データの利用及び提供と障害・遺族年金受給者向け給付金（年金生活者等

支援臨時福祉給付金）支給事務に伴う年金受給者リストの収集について」
を審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

【及川部長】 答申ありがとうございました。

議事録確定 平成28年5月23日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向田 直範 印